

(第9回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第9期 報告書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

事	業	報	告
貸	借	対	照
損	益	計	算
株	主 資 本 等	変 動 計 算	書 表
個	別	注	記
連	結 貸	借	対 照
連	結 損	益	計 算
連	結 株 主 資 本 等	変 動 計 算	書 表
連	結	注	記
会	計 監 査 人 の	監 査 報 告 書	謄 本
連	結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の	監 査 報 告 書	謄 本
監	査 役 会 の	監 査 報 告 書	謄 本

株式会社 J-オイルミルズ

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、景気持ち直しに向けた動きが続いたものの、高水準の失業率、デフレの影響等、依然として厳しい状況にありました。また、3月に発生した東日本大震災の影響により、先行きが懸念される状況にあります。

製油産業におきましては、主原料である大豆および菜種の相場は、共に右肩上がりで大きく上昇する局面となりました。大豆のシカゴ相場では、期初は1ブッシェル当たり9米ドル台で推移していましたが、7月頃から騰勢を強めていきました。米国での大豆・コーンの収穫が事前予想を大きく下回ったことに起因して収穫期の10月以降は本格的な上昇局面に入り、12月のアルゼンチン産地での乾燥懸念等も影響して、年明けには1ブッシェル当たり14米ドル半ばまで上昇する局面となりました。菜種のウィニペグ相場でも、6月のカナダでの降雨過多・洪水懸念、7月の欧州での熱波による菜種・小麦の減産が相場上昇の要因となり、期初の1トン当たり400加ドル付近から期末付近には1トン当たり600加ドル超まで上昇する局面となりました。ラニーニャ現象による世界的天候不順とそれに伴う穀物・油糧種子の減産、さらに多額の投機資金も流入し、これらが相場上昇をさらに増幅させることとなりました。

このような環境の下、当社は、原料高騰に見合った製品価格を実現するため、得意先に対し粘り強く理解を求めてまいりましたが、長引くデフレの影響から、所期の成果をあげることはできませんでした。

なお、東日本大震災により、東北方面の物流拠点や千葉工場・横浜工場において、棚卸資産や建物・設備の一部に被害が発生したため、これらの被害金約5億円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,656億80百万円（前期比3.0%減）、営業利益35億67百万円（前期比48.1%減）、経常利益35億17百万円（前期比46.5%減）、当期純利益13億49百万円（前期比56.3%減）となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

（製油事業）

油脂部門におきましては、原料コストの増加に見合う価格是正を優先して積極的に取り組んでまいりました。

家庭用油脂は、夏季の猛暑による家庭内調理の減少等により、販売数量は前年をやや下回りました。このような中、ごま油・オリーブオイル等の風味油市場においては、新商品「AJINOMOTO香りしっかり調合ごま油」の投入や「AJINOMOTOオリーブオイル」パッケージの全面リニューアル、レシピ提案を中心とした販促活動の実施により、販売数量は順調に推移しました。

業務用油脂は、外食チェーン店、量販店の揚げ物惣菜、コンビニエンスストア等での夏季以降の需要回復に支えられ、販売数量は堅調に推移しました。中でも、“長く使える”をコンセプトとした「長調得徳」シリーズは、積極的な販売活動を行い、販売数量は前年を大きく上回りました。

加工用油脂は、顧客との取組強化を進めてきましたが、販売数量は微減となりました。

家庭用マーガリンは、夏季の猛暑等による需要減少の中において、拡販に努めた結果、前年と同程度の販売実績を確保しました。また、3月に新商品「ラーマソフト減塩」を発売し、商品ラインナップの強化を図りました。

業務用マーガリンは、大手製パン向け・食品メーカー向けを中心に、販売数量は堅調に推移しました。

油糧部門におきましては、販売数量は微増となりましたが、海外のミール相場は上昇したものの円高や安価な輸入大豆ミールの台頭により販売価格が大きく影響を受けた結果、売上高は前年を下回りました。

（その他）

飼料部門におきましては、当社が注力する乳牛用配合飼料は、依然続く酪農家戸数と乳牛飼養頭数の減少に加えて夏季の猛暑により生乳生産量の回復が遅れる等、配合飼料の需要が減退する中、販売地域を広げた積極的な販売活動を行い、販売数量は前年をやや上回りました。

スターチ部門におきましては、米飯改質材「アミコート」が大手ユーザーで採用される等、一部の商品では販売数量を増やしましたが、大口顧客であるビールメーカーにおける、コーンスターチを使用しない第三のビールへの販売傾注により、全体としては販売数量・売上高ともに低調な結果となりました。

健康食品部門におきましては、主力商品「豊年Nanoコラーゲン&ヒアルロン酸」は、他社の飲料系美容商品の攻勢により売上高は前年を下回りました。ビタミンK2（MK-7）、サポニン等のファイン商品の売上は好調に推移しました。大豆蛋白を原料とするシート食品「まめのりさん」は、主要販売先である米国を中心に拡販活動を行い、販売数量・売上高ともに好調に推移しました。

売上高内訳

		金 額	比 率
売 上 高	製油事業	百万円 156,684	% 94.6
	その他	8,996	5.4
計		百万円 165,680	% 100.0

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

世界的な金融混乱に備えた安定資金調達のために平成20年11月に設定した主取引5金融機関との貸付限度額150億円のコミットメントラインについて、現状の金融環境と当社財務体質を鑑み、平成22年11月に更新しております。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は68億16百万円で、主なものは、静岡工場での、パーム油の精製・充填設備増強工事、家庭用マーガリンの製造設備改善工事、および各工場での計装設備等の更新工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第 6 期 平成19年度	第 7 期 平成20年度	第 8 期 平成21年度	第 9 期 (当事業年度) 平成22年度
売 上 高	百万円 179,346	百万円 214,770	百万円 170,875	百万円 165,680
経 常 利 益	百万円 2,243	百万円 3,513	百万円 6,572	百万円 3,517
当 期 純 利 益	百万円 1,264	百万円 1,950	百万円 3,092	百万円 1,349
1株当たり当期純利益	円 銭 7 56	円 銭 11 67	円 銭 18 51	円 銭 8 08
総 資 産	百万円 145,599	百万円 150,408	百万円 142,083	百万円 137,829
純 資 産	百万円 61,038	百万円 61,363	百万円 63,636	百万円 63,107
1株当たり純資産	円 銭 365 21	円 銭 367 37	円 銭 381 17	円 銭 378 04

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、製品販売面では国内におけるデフレ傾向の長期化に直面し、原料調達面では、大豆や菜種等の主原料穀物が、新興国需要の増加や投機資金の流入による影響で高騰し、価格均衡点が高位に移動する、という両面で大きく変化しております。

過去にも、主原料穀物相場や為替の変動を受け業績が大きく変動することがありましたが、現在、国内経済および油糧種子の国際価格におけるパラダイムは大きく変化しており、当社は、この変化に如何に対処していくのか、また当社自身が如何に変化していけるのかが、大きな課題であると捉えております。

なお、このような大きな環境変化の下、当社は、10年後の目指す姿への最初のステップとして、平成24年3月期を初年度とする、3ヶ年の第三期中期経営計画を策定いたしました。

(第三期中期経営計画の概要)

①基本方針

『安定と成長 2020』

②基本戦略

「成熟市場モデル」と「成長市場モデル」の、2つの事業戦略で構成します。

前者は、当社の基盤である製油事業において展開し、(Ⅰ)価値に見合う製品価格の実現、(Ⅱ)コストダウン、(Ⅲ)付加価値製品の開発と上市により、収益の改善と安定を図ります。

後者は、新規事業、海外油脂事業、そして拡大成長を狙うスターチ・健康食品等の食品・ファイン事業や化成品事業を含み、新たな成長軸として果敢に挑戦する領域となります。

③事業戦略

1) 成熟市場モデルでの収益基盤強化

製油事業においては、「価値に見合った製品価格」を訴求してまいります。そのために、製品の機能を高め、価値ある製品の供給を通じて、お取引先、消費者との強固な信頼関係を保つよう最大限の努力をします。

製品価値を高めていくために、以下の3つのテーマを推進し、トータルでの価値創造に努めます。

- イ) 製品の機能や品質の向上・安定供給・提案活動他の事業活動全般を通じた価値の向上
- ロ) 顧客ニーズに合わせた新しい価値を付与した商品の、間断のない提供
- ハ) 更なるコストダウンの推進

2) 成長市場モデルでの発展

新規の油脂事業、食品・ファイン事業、化成品事業において成長戦略を推進します。

新規の油脂事業として、(Ⅰ)粉末油脂事業、(Ⅱ)海外市場進出、の2つの成長戦略を推進します。

粉末油脂事業は、液体と固体という既存の油脂技術に粉体技術が加わる事で新たな商品提案と、当社独自の素材を活用した新しい事業領域への発展を目指します。

海外市場進出は、当社の油脂技術やノウハウ、またアライアンスを活用した商品開発および事業展開を目指し、中国、インド、ASEAN、北米を重点地域とします。

食品・ファイン事業および化成品事業は、機能性、差別化を軸に事業運営を推進しており、第三期中期経営計画におけるテーマは以下のとおりです。

スターチ	: 澱粉メーカーから、特殊機能を有する加工澱粉を提供するメーカーへ
ファイン 健康食品	: 独自素材（大豆微量成分等）での事業強化拡大 : “自社グループ素材”の積極活用でチャネル・ターゲットの拡大
「まめのりさん」	: エリアと用途の拡大による事業拡大
生化学（レクチン）	: レクチン応用事業への展開
化成品	: 木質用接着剤事業の強化と、新規素材による新事業展開

④ SCM戦略

事業戦略を支える活動として、SCM戦略を推進します。製品コストの競争力を高める努力は永続的なものであり、第三期中期経営計画では、コストダウン目標を約30億円（3ヶ年累計）としております。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆）
その他	飼料 スターチ（コーンスターチ・加工澱粉） 健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区明石町8番1号	
支社および支店	東京支社（東京都中央区） 北海道支店（札幌市中央区） 関東支店（東京都中央区） 北陸支店（石川県金沢市） 四国支店（香川県高松市）	大阪支社（大阪市北区） 東北支店（仙台市青葉区） 名古屋支店（名古屋市中区） 中四国支店（広島市中区） 九州支店（福岡市中央区）
工場および事業所	千葉工場（千葉市美浜区） 静岡工場（静岡市清水区） 神戸工場（神戸市東灘区） 坂出事業所（香川県坂出市）	横浜工場（横浜市鶴見区） 浅羽工場（静岡県袋井市） 若松工場（北九州市若松区）
研 究 所	油脂研究所（横浜市鶴見区・静岡市清水区） スターチ研究所（横浜市戸塚区） ファイン研究所（静岡県袋井市・横浜市戸塚区） 生化学研究所（横浜市戸塚区）	

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
985名	1名減	42.1歳	15.2年

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	5,049
農林中央金庫	4,220
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,780

(注) 上記の他に31金融機関によるシンジケート・ローン12,800百万円の借入があります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社J-ウィズ	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
株式会社J-ビジネスサービス	480	100	保有不動産の賃貸
日華油脂株式会社	290	100	油脂・油糧・大豆蛋白の販売
株式会社J-ケミカル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 167,542,239株 (うち自己株式609,958株)
 (3) 株 主 数 17,121名 (前期比1,561名増)
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	45,269	(27.12)
住友商事株式会社	12,246	(7.34)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,830	(7.09)
三井物産株式会社	10,865	(6.51)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,730	(2.83)
東京海上日動火災保険株式会社	4,144	(2.48)
J-オイルミルズ取引先持株会	3,068	(1.84)
株式会社みずほコーポレート銀行	2,713	(1.63)
三井住友海上火災保険株式会社	2,713	(1.63)
農 林 中 央 金 庫	2,351	(1.41)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	榎 田 純 和	
代表取締役副社長	河 端 和 雄	企業行動委員会委員長
代表取締役副社長	澤 野 雅 俊	
取締役兼専務執行役員	中 園 直 樹	食品・ファイン部門担当
取締役兼常務執行役員	松 崎 成 秀	研究部門担当
取締役兼常務執行役員	松 居 伸 一	油脂営業部門担当
取締役兼常務執行役員	吉 田 哲	生産部門担当
常勤監査役	佐 伯 賢	
常勤監査役	星 野 国 幸	
監 査 役	浮 田 武 家	

- (注) 1. 常勤監査役星野国幸および監査役浮田武家の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役浮田武家氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、同氏は、株式会社富士銀行（現 株式会社みずほコーポレート銀行）の取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役佐々木晨二および中井武の両氏ならびに監査役廣田秀雄氏は、平成22年6月29日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基本報酬	9	173	4 (3)	40 (22)
役員賞与	7	37	—	—
退職慰労引当金繰入額	7	21	3 (2)	4 (2)
計	—	232	—	44 (24)

- (注) 1. 基本報酬には、平成22年6月29日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。
監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。
3. 役員賞与は、平成23年6月29日開催予定の第9回定時株主総会において決議する予定であります。
4. 上記報酬等とは別に、平成22年6月29日開催の第8回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任取締役2名に対し60百万円および退任社外監査役1名に対し11百万円の退職慰労金を支給いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
常勤監査役	星 野 国 幸	当事業年度のうち平成22年6月29日の就任後に開催した取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、食品業界での長年の勤務および事業会社の経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	浮 田 武 家	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会20回すべてに出席し、金融機関の役員および事業会社の経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第37条の定めに基づき、当社は社外監査役浮田武家氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の監査業務に係る報酬等の額

63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

68百万円

(3) 非監査業務の内容

- ・ 国際財務報告基準（I F R S）への移行等に関する助言業務
- ・ 社債発行登録に係る幹事証券会社からの質問書に対する回答書作成等の業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令の趣旨を踏まえ、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の請求または同意を経て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

（1）業務運営の基本方針

現代は企業の社会的責任が問われる時代であり、成熟化した21世紀型の社会の企業に対する期待は、経済的価値の提供のみならず、社会的価値や環境的価値の提供まで広がってきている。当社は経済、環境、社会等の幅広い分野においてその責任を果たし、そのことにより当社自身の持続的な発展を実現していくことを、業務運営の基本とする。

（2）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制を統括する組織として、社長の指名する役付取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置している。「企業行動委員会」は、当社の経営者、従業員が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」に基づいた経営、企業活動が行われているかを審議する。また、当社の企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、その中には「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、使用人等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けている。さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、使用人を問わず、その周知徹底を実施する。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の適切な保存・管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- ④ 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

以上これらの情報セキュリティに関するガイドラインを制定し、個人情報保護に関しては、その重要性に鑑み、「個人情報保護規程」を制定する。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全体的なリスク管理を担当する部署を置き、その下に全社横断的な「リスク管理会議」を設置する。企業価値を高め、企業活動の持続的な発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、トータル・リスクマネジメントの実践的運用を行う。

また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないことを基本方針として、組織全体として対応するものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役および役付執行役員が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。個別業務の運営に関しては、事業環境を踏まえた年度予算と中期経営計画の策定により、全社が一丸となって達成すべき目標を設定、具体策を立案しながら実現に邁進する。

(6) J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」等をグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保する。また、業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類もあわせグループ会社にも適用する。グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重するも、事業内容および重要案件に関しては当社の経営会議において協議することとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めに応じてスタッフを置くべきときは、その人事も含め取締役と監査役間において意見交換を行い、スタッフを適宜置く。また、社内監査業務を行う監査部とも密接に連携し、監査役の職務遂行に資する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事は取締役と監査役間において意見交換の後、監査役会の同意を必要とする。

(9) 監査役への報告に関する事項

取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所・工場や関係会社への往査を実施することができる。監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。

また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。また、稟議書およびその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。なお、監査役は、当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことで、連携を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しております。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、(Ⅰ)長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績、(Ⅱ)その実績から得られたお客様の信頼、(Ⅲ)お客様の信頼を裏付ける技術力、にあると考えます。

① 中期経営計画

このような企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、中期経営計画を策定することにより企業価値の発展を図っております。

当社の前身である㈱ホーネンコーポレーション、味の素製油㈱および吉原製油㈱の3社合併の年を初年度とする第一期中期経営計画においては、3社統合によるシナジー効果の最大限の発揮と、競争力強化のための新会社の基盤整備に努め、所期の成果を挙げることができました。

平成20年3月期を初年度とする4ヵ年計画である第二期中期経営計画においては、まず第一に食品安全の強化と品質向上の推進を掲げ、品質・安全性向上のための設備投資や品質マネジメントシステムの強化等ハード・ソフトの両面から取り組んでおります。また、第二の施策として人財育成を掲げ、業務革新運動・教育制度の充実等を通じて、一人一人の従業員の能力向上に取り組んでおります。その他、研究開発部門における付加価値商品開発技術・能力の強化、安定供給の基盤となる収益力の増強等、当社の企業価値の源泉の維持・向上に繋がる各種施策を通じ、更なる成長・発展を図り、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本対応策の目的

本対応策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本対応策の概要

本対応策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本対応策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記(ii)乃至(iv)にかかわらず、当社取締役会は、(a)買付者等が本対応策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本対応策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本対応策の有効期間は、平成23年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本対応策が基本方針に沿うものであること

本対応策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本対応策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本対応策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足していること
- (ii) 株主意思を重視するものであること
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること
- (vii) デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	137,829	負 債 の 部	74,721
流 動 資 産	70,959	流 動 負 債	48,872
現金及び預金	5,416	買掛金	13,603
受取手形	499	短期借入金	17,690
売掛金	31,442	1年内返済予定の長期借入金	2,733
有価証券	8	リース債務	311
商品及び製品	13,120	未払金	2,866
原材料及び貯蔵品	17,152	設備未払金	3,431
前払費用	291	未払費用	3,924
繰延税金資産	1,327	未払法人税等	517
短期貸付金	58	前受金	24
その他の	1,644	預り金	2,646
貸倒引当金	△1	賞与引当金	756
		役員賞与引当金	37
		災害損失引当金	300
		その他の	30
固 定 資 産	66,870	固 定 負 債	25,848
有 形 固 定 資 産	54,633	社債	5,000
建築物	8,678	長期借入金	10,570
構築物	3,527	繰延税金負債	4,251
機械及び装置	19,860	退職給付引当金	2,751
車両運搬具	25	役員退職慰労引当金	236
工具、器具及び備品	370	環境対策引当金	122
土地	18,912	長期預り敷金保証金	1,652
リース資産	1,165	リース債務	853
建設仮勘定	2,095	資産除去債務	411
無 形 固 定 資 産	991	純 資 産 の 部	63,107
のれん	433	株 主 資 本	61,527
ソフトウェア	498	資 本 金	10,000
施設利用権	58	資 本 剰 余 金	43,717
その他の	0	資本準備金	32,393
投 資 其 他 の 資 産	11,245	その他資本剰余金	11,324
投資有価証券	6,994	利 益 剰 余 金	8,018
関係会社株式	3,025	利益準備金	2
出資金	9	その他利益剰余金	8,016
長期貸付金	383	固定資産圧縮積立金	470
長期前払費用	50	繰越利益剰余金	7,546
その他の	915	自 己 株 式	△208
貸倒引当金	△134	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,580
		その他有価証券評価差額金	1,525
		繰延ヘッジ損益	54
資産合計	137,829	負債及び純資産合計	137,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		165,680
売 上 原 価		139,624
売 上 総 利 益		26,055
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,488
営 業 利 益		3,567
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	240	
雑 収 入	155	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	347	
雑 支 出	109	456
経 常 利 益		3,517
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	54	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
関 係 会 社 清 算 益	88	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2	145
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	432	
固 定 資 産 売 却 損	1	
減 損 損 失	87	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20	
会 員 権 評 価 損	0	
リ ー ス 解 約 損	8	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	4	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	314	
災 害 に よ る 損 失	498	1,368
税 引 前 当 期 純 利 益		2,295
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	891	
法 人 税 等 調 整 額	54	945
当 期 純 利 益		1,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成22年3月31日残高	10,000	32,393	11,324	43,717
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△0	△0
平成23年3月31日残高	10,000	32,393	11,324	43,717

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成22年3月31日残高	2	571	7,430	8,004	△205	61,516
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,335	△1,335		△1,335
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△101	101	－		－
当 期 純 利 益			1,349	1,349		1,349
自 己 株 式 の 取 得					△5	△5
自 己 株 式 の 処 分					1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△101	115	14	△3	10
平成23年3月31日残高	2	470	7,546	8,018	△208	61,527

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	2,049	69	2,119	63,636
当期変動額				
剰余金の配当				△1,335
固定資産圧縮 積立金の取崩				—
当期純利益				1,349
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△524	△14	△538	△538
当期変動額合計	△524	△14	△538	△528
平成23年3月31日残高	1,525	54	1,580	63,107

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

: 時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(3) たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに

: 先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産 : 月別総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

II. 固定資産の償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建 物：定額法

上記以外の有形固定資産：定率法

なお、主な耐用年数は、建物が7年～50年、構築物が9年～50年、機械装置が6年～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

：定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

III. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

IV. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上することとしております。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災により損傷した資産の復旧等に要する支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(8) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

V. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象：

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び 外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(3)ヘッジ方針：内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

VI. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

VII. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は57百万円、税引前当期純利益は371百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は411百万円であります。

【貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	備 考
従 業 員	10	住宅ローン等に対する保証債務
計	10	

II. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	12,710百万円
短期金銭債務	3,423百万円

III. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	101,992百万円
----------------	------------

【損益計算書に関する注記】

I. 関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	73,435百万円
仕入高	7,297百万円
営業取引以外の取引による取引高	236百万円

II. 災害による損失

平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、内訳は次のとおりであります。

設備復旧費用	221百万円
操業休止期間中の固定費	113 〃
たな卸資産廃棄費用	60 〃
義捐金他	103 〃
計	498百万円

(内、災害損失引当金繰入額は300百万円であります。)

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	594,683	20,946	5,671	609,958

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
貸倒引当金	54
退職給付引当金	1,902
役員退職慰労引当金	96
未払金	950
賞与引当金	288
未払社会保険料	44
固定資産除却損	19
減価償却費	164
たな卸資産評価減	16
有価証券評価減	158
会員権等評価減	110
未払事業税	60
土地評価減	919
その他	84
繰延税金資産小計	4,871
評価性引当額	△1,273
繰延税金資産合計	3,597
 (繰延税金負債)	
土地の評価増による増加	△4,629
退職給付信託に係る益金不算入額	△628
固定資産圧縮積立金	△324
その他有価証券評価差額金	△901
繰延ヘッジ損益	△37
繰延税金負債合計	△6,521
繰延税金資産の純額	△2,924

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社	味の素(株)	東京都 中央区	79,863	食料品 等製造 その他	被所有 直接 27.3	転籍 5人	当社製品 の販売	油脂製品 の販売	54,775	売掛金	8,852

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。

II. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日華油脂(株)	東京都 中央区	290	製油 事業	直接 100	兼任 2人	当社製品 の販売	油脂製品 の販売	11,656	売掛金	2,175

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 378.04円

(2) 1株当たり当期純利益 8.08円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 1,349百万円

普通株式に係る当期純利益 1,349百万円

普通株式の期中平均株式数 166,940,399株

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主な資産除去債務は、当社が賃貸借契約している不動産の原状回復義務等により発生する費用及び保有する建物に含まれていたアスベストを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて処理するために発生する費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な資産除去債務の金額の算定方法は、賃貸借契約している不動産については、その使用見込期間を11年～12年と見積り、割引率として1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、保有する建物に含まれていたアスベストについては、処理費用の見積額を計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高（注）	383百万円
見積りの変更による増加額	24 〃
時の経過による調整額	3 〃
計	411百万円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる当期首時点における残高であります。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	140,843	負 債 の 部	74,365
流 動 資 産	73,425	流 動 負 債	48,586
現金及び預金	5,778	支払手形及び買掛金	14,979
受取手形及び売掛金	33,621	短期借入金	17,690
有価証券	8	1年内返済予定の長期借入金	2,733
商品及び製品	13,167	未払法人税等	592
原材料及び貯蔵品	17,152	未払消費税等	9
繰延税金資産	1,359	賞与引当金	782
その他	2,353	役員賞与引当金	41
貸倒引当金	△15	災害損失引当金	300
		その他	11,457
固 定 資 産	67,417	固 定 負 債	25,778
有形固定資産	56,004	社 債	5,000
建物及び構築物	12,346	長期借入金	10,570
機械装置及び運搬具	19,928	繰延税金負債	3,654
土地	20,047	退職給付引当金	2,874
建設仮勘定	2,095	役員退職慰労引当金	252
その他	1,586	環境対策引当金	122
無形固定資産	619	長期預り敷金保証金	2,034
投資その他の資産	10,792	その他	1,270
投資有価証券	9,347	純 資 産 の 部	66,477
長期貸付金	383	株 主 資 本	64,791
繰延税金資産	204	資 本 金	10,000
その他	994	資 本 剰 余 金	31,633
貸倒引当金	△136	利 益 剰 余 金	23,368
		自 己 株 式	△210
		その他の包括利益累計額	1,685
		その他有価証券評価差額金	1,653
		繰延ヘッジ損益	54
		為替換算調整勘定	△22
資産合計	140,843	負債及び純資産合計	140,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		172,041
売上原価		143,902
売上総利益		28,138
販売費及び一般管理費		23,876
営業利益		4,262
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	156	
持分法による投資利益	89	
雑収入	162	420
営業外費用		
支払利息	343	
雑支出	111	455
経常利益		4,228
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	0	
関係会社清算益	88	
貸倒引当金戻入益	25	127
特別損失		
固定資産除却損	432	
固定資産売却損	1	
減損損	87	
投資有価証券評価損	20	
会員権評価損	2	
リース解約損	8	
環境対策引当金繰入額	4	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	314	
災害による損失	503	1,374
税金等調整前当期純利益		2,980
法人税、住民税及び事業税	999	
法人税等調整額	184	1,184
少数株主損益調整前当期純利益		1,796
少数株主利益		—
当期純利益		1,796

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	10,000	31,633	22,908	△206	64,335
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,335		△1,335
当 期 純 利 益			1,796		1,796
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		1	1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	460	△3	456
平成23年3月31日残高	10,000	31,633	23,368	△210	64,791

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
平成22年3月31日残高	2,159	69	△7	2,220	66,555
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,335
当 期 純 利 益					1,796
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△505	△14	△14	△534	△534
当 期 変 動 額 合 計	△505	△14	△14	△534	△77
平成23年3月31日残高	1,653	54	△22	1,685	66,477

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

I. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 : 4 社
連結子会社の名称 : (株)J-ウィズ、(株)J-ビジネスサービス、日華油脂(株)、(株)J-ケミカル
- (2) 主要な非連結子会社名 : (株)J-サービス、坂出ユタカサービス(株)、横浜パック(株)
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社 8 社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

II. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用の非連結子会社 : 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 : 3 社
持分法適用の関連会社の名称 : (株)ユタカケミカル、太田油脂(株)、Siam Starch Co., Ltd.
- (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 : 持分法を適用していない非連結子会社（(株)J-サービス以下 8 社）、及び関連会社（(株)JOYアグリズ以下 2 社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

Ⅲ. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

: 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ

: 時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに : 先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産

: 月別総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建 物 : 定額法

上記以外の有形固定資産 : 定率法

なお、主な耐用年数は建物及び構築物が7年～50年、機械装置及び運搬具が6年～15年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）: 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上することとしております。

⑤災害損失引当金

東日本大震災により損傷した資産の復旧等に要する支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

⑥退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

⑦役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

⑧環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象：

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び 外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針：内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した期の損益として処理することとしております。

(8) 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は57百万円、税金等調整前当期純利益は371百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は411百万円であります。

(9) 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	備 考
従 業 員	10	住宅ローン等に対する保証債務
計	10	

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 103,027百万円

【連結損益計算書に関する注記】

災害による損失

平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、内訳は次のとおりであります。

設備復旧費用	221百万円
操業休止期間中の固定費	113 〃
たな卸資産廃棄費用	60 〃
義捐金他	107 〃
計	503百万円

(内、災害損失引当金繰入額は300百万円であります。)

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	167,542,239	—		—		167,542,239

II. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	601,214		20,946		5,671	616,489

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

III. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	667	4	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	667	4	平成22年 9月30日	平成22年 12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	667	4	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長3年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「Ⅲ. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(5)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた財務取引に関する規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち26.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,778	5,778	—
(2)受取手形及び売掛金	33,621	33,621	—
(3)有価証券及び投資有価証券	6,256	6,256	—
資産計	45,656	45,656	—
(1)支払手形及び買掛金	14,979	14,979	—
(2)短期借入金	17,690	17,690	—
(3)社債	5,000	4,928	△71
(4)長期借入金	13,303	13,303	0
負債計	50,973	50,901	△71
デリバティブ取引（※）	92	92	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示します。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）社債

当社グループの発行する社債は、組込デリバティブ取引を利用した社債であります。時価は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	10,465	—	118
	ユーロ				
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	5,696	—	(※2)
	ユーロ				
合計			16,289	—	—

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為はその時価は当該買掛金の時価に含めております。

② 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金	3,000	—	△28
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	12,800	10,200	△185
合計			15,800	10,200	△213

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,098

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,778	—	—	—
受取手形及び売掛金	33,621	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
社債	8	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	39,408	—	—	—

(注4)社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	5,000	—	—	—
長期借入金	2,733	7,649	2,649	270	—	—
合計	2,733	7,649	7,649	270	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 398.24円

(2) 1株当たり当期純利益 10.75円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益 1,796百万円

普通株式に係る当期純利益 1,796百万円

普通株式の期中平均株式数 166,933,868株

【税効果会計に関する注記】

I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
土地評価減	7
減価償却費	172
固定資産除却損	24
有価証券評価減	158
会員権等評価減	110
貸倒引当金	62
未払金	953
未払事業税	65
賞与引当金	302
退職給付引当金	1,952
役員退職慰労引当金	102
繰越欠損金	242
未実現利益	201
その他	146
繰延税金資産小計	4,503
評価性引当額	△361
繰延税金資産合計	4,142
(繰延税金負債)	
連結上の土地の評価差益	△4,208
退職給付信託に係る益金不算入額	△628
固定資産圧縮積立金	△332
その他有価証券評価差額金	△1,026
その他	△37
繰延税金負債合計	△6,233
繰延税金資産の純額	△2,091

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主な資産除去債務は、当社グループが賃貸借契約している不動産の原状回復義務等により発生する費用及び保有する建物に含まれていたアスベストを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて処理するために発生する費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な資産除去債務の金額の算定方法は、当社グループが賃貸借契約している不動産については、その使用見込期間を11年～12年と見積り、割引率として1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、保有する建物に含まれていたアスベストについては、処理費用の見積額を計上しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高（注）	383百万円
見積りの変更による増加額	24 〃
時の経過による調整額	3 〃
計	411百万円

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる当期首時点における残高であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 J - オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井靖容	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J - オイルミルズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されているとおり、会社は、当事業年度より資産除去債務に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 J - オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井靖容	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J - オイルミルズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J - オイルミルズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結計算書類のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より資産除去債務に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

株式会社J - オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 佐 伯 賢 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 星 野 国 幸 ㊟

監 査 役(社外監査役) 浮 田 武 家 ㊟

以 上